

事務連絡
令和2年3月12日

各私立専修学校 御中
各私立各種学校 御中

東京都生活文化局私学部私学行政課

新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（3月11日連絡）

標記のことについて、別紙のとおり文部科学省から通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、別紙のうち「2. 学校法人の理事会等の運営に関する取扱いについて」は、学校法人に関する事項となるため、東京都知事が所轄する学校法人に対しては、別途東京都からお知らせする予定です。

文部科学省周知依頼（2020年3月11日 水曜日 20:13）

文部科学省専修学校教育振興室でございます。

これまでの情報更新も含め、5点周知依頼がありますので、適宜周知をお願いいたします。
※これまでの連絡においても、休業要請対象の高等専修学校や、留学生の多い学校を念頭においていた連絡もありますが、自主的に休業措置を取った学校や、日本人生徒に適用できる内容もありますので、全ての情報を全学校に周知頂くようお願いします。

また、1回のメールで複数の内容を入れておりますが、基本的には、重要なものの、対象が広いものから順に並べております。

1. 一斉臨時休業に関するQ&Aについて（都道府県、各学校向け）

3/9にお送りしたメールの1.に関して、一斉臨時休業に関するQ&Aが3月11日時点での、さらに更新されましたのでお知らせします。

全体で48間に増えており、URLについては先のものがなくなり、このURLになっておりますので、よく確認をしてください。

https://www.mext.go.jp/content/202000311-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

2. 学校法人の理事会等の運営に関する取扱いについて（都道府県私学担当、各私立学校向け）

当省私学部より本日事務連絡が発出されていると思いますが、当室からも周知依頼をします。

学校法人の理事会や評議員会の開催について、書面のみで決議を行うことは認められませんが、例えば、テレビ会議等による理事会開催についても、出席者が一同に会するのと同等の相互に十分に議論を行うことができるという環境であれば、許容されると回ります。

https://www.mext.go.jp/content/202000311-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

3. 新型コロナウィルス感染症に関する緊急対応策第2弾（都道府県、各学校向け、該当生徒向け）

10日の政府の対策本部で、緊急対応策第2弾が決定されましたので周知をお願いします。専修学校・各種学校に関係することでは、保護者の休暇取得支援や外国人向けの多言語での情報提供があります。

概要：<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000060755.pdf>

本文：<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000060756.pdf>

4. 中国、韓国、イラン、イタリア、サンマリノ、バチカン市国に留学中の留学生について (該当学校、該当生徒向け)

6日のメール3. 関係で、イタリアまでの4国だったものに、サンマリノやバチカン市国が追加され、それぞれの状況を随時更新してますので、主に留学生関係で該当する学校や生徒におかれではこちらも確認ください。

- ・中国、韓国、イラン、イタリア、サンマリノ、バチカン市国に留学中の留学生について（3月10日更新）（各学校、該当生徒向け）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm

5. 在留資格証明書の有効期間について（該当学校、該当生徒向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により有効期間を経過した在留資格認定証明書の取扱いについて、出入国在留管理庁のホームページに掲載されました。

通常「3ヶ月間」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「6ヶ月間」有効なものとして取り扱うことです。

これにより、6ヶ月以内の在留資格証明書はビザの発給申請や上陸申請の際に私用できます。

- ・在留資格認定証明書の有効期間について [PDF]

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html> 内の

<http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf> になります。

【本内容に関するお問い合わせ先】

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

TEL: 03-3580-4111 (内線6802、2724)